

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第12号

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則（平成12年静岡県規則第90号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(市町が処理することとされる事務)			(市町が処理することとされる事務)		
第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		
(略)			(略)		
10	条例別表 第1の74の 項(8)に掲げ る事務	温泉法施行細則（以下この 項において「規則」という。） の施行に関する次に掲げる事 務 (1) 規則第2条第5項の許可 に係る許可書の手交 (2) 規則第2条第6項の承認 に係る通知書の手交 (3) 規則第2条第7項の確認 に係る通知書の手交 (4) 規則第2条第8項の許可 に係る許可書の手交 (5) 規則第4条の4の規定に よる届出に係る届出書の受 付 (6) 規則第6条第2号の規定 による届出に係る届出書の 受付	10	削除	
(略)			(略)		
13	条例別表 第1の94の 項(18)に掲げ	(略)	13	条例別表 第1の94の 項(15)に掲げ	(略)

	る事務			る事務	
(略)			(略)		
15	<u>条例別表</u> <u>第1の96の</u> <u>項(36)に掲げ</u> <u>る事務</u>	<u>覚せい剤取締法施行細則</u> (昭和27年静岡県規則第59号)以下この項において「規則」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)・(2) (略)	15	<u>条例別表</u> <u>第1の96の</u> <u>項(38)に掲げ</u> <u>る事務</u>	<u>覚醒剤取締法施行細則</u> (昭和27年静岡県規則第59号)以下この項において「規則」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)・(2) (略)
(略)			(略)		
22	<u>条例別表</u> <u>第1の145の</u> <u>項(37)に掲げ</u> <u>る事務</u>	(略)	22	<u>条例別表</u> <u>第1の145の</u> <u>項(4)に掲げ</u> <u>る事務</u>	(略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の表22の項の改正は、公布の日から施行する。